

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日(水) 13時54分から14時33分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(13人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	11人
4. 欠席委員 3人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第20回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。畠山委員、上田委員、山口委員より欠席の連絡が入っております。中村委員より遅刻の連絡が入っております。 議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に1番、赤川委員、2番、野崎委員を指名いたします。 議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによりよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。 議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。 議事日程5番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は4件です。 1番、朝日町 番、 さんと さんの解約です。周囲は住宅地で5条転用により家が建ち農地の面積が減少し、周辺住宅地への騒音、埃等の考慮、農機具を狭い住宅地の農家で周囲の住宅にぶついたりしないよう

	運転することに自信がないとの申出から解約するものです。解約後は未定ですが、農振農用地区域外なので転用も含めて検討するよう説明しています。 2番、江部乙町 番、さんとさんの解約です。耕作者の申出で高齢による農業経営縮小のため解約するものです。解約後は所有者のさんが耕作します。 3番、江部乙町 番、さんとさんの解約です。耕作者の申出で今回さんの別な農地を中間管理による貸借をするため促進計画に統一するための解約です。解約後は促進計画でさんが引き続き耕作します。 4番、江部乙町 番、さんとさんの解約です。耕作者の申出で今回さんの別な農地を中間管理による貸借をするため促進計画に統一するための解約です。解約後は促進計画でさんが引き続き耕作します。 以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程6番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転他3件です。 1番、江部乙町 番、さんとさんの所有権移転です。10a当りの売買価格は、30,000円です。総額863,250円です。所有者のさんの相続による遠隔地農地の維持管理困難なことから、現在農地を耕作しているさんに譲渡するものです。 2番、江部乙町 番、さんとさんの使用貸借です。期間は10年で

		す。 さんから さんへの経営移譲により譲渡するものです。1月27日に さんは認定農業者に認定されております。 3番、江部乙町 番、 さんと さんの賃貸借です。期間は10年です。平成29年3月に基盤強化促進法による農地利用計画により貸借権設定したのですが、経営安定化のため賃貸料を再設定することになり、地域の賃貸料江部乙中地区8,000円にあわせましたが、現在一法人の従業員がその法人の経営者に利用集積することは適当ではないことから今回金額設定に合わせすべて3条としたものです。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第2号について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第2号について、原案のとおり決定とします。
		議事日程7番、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
		1番、江部乙町 番、現況地目「畑」、申請者 さん、転用面積454㎡、農用地区域内で、転用目的は農家住宅の建築です。申請者は、既存の住宅が手狭であり、市内に勤務する息子の さんと同居することから住宅を新築するものです。別添資料の2枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 申請地は、周辺の農地等への影響はなく、転用目的は適正であり、転用して申請に係る用途に供することが認められますので、審議をお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)

議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、原案のとおり可 とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号について、原案のとおり決定とします。 (中村委員 14 : 10 入室)
議 長	議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申 請の審議について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明 いたします。今月は使用貸借権 2 件です。 1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さ ん、転用面積 253 m ² 、農用地区域内、転用目的は農機具収納庫の建築 です。老朽化した農機具収納庫を取り壊して新築することになりました が、建物が既存の建物より大きくなるため既存の敷地面積では収まらな いため隣接する畑を分筆して新たな収納庫の敷地として使用貸借をした いとするものです。別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。施設 の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さ ん、転用面積 1,337 m ² 、農用地区域内、転用目的は農機具収納庫の建 築です。現在使用している納屋が老朽化しており、今後の使用に不安が 残るため隣接する畑を分筆して新たに農機具収納庫を新築し、併せて作 業用スペースと資材置場を確保するため使用貸借したいとするもので す。別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期に ついては右側備考欄のとおりです。 申請番号 1 番及び 2 番はいずれも周辺の農地等への影響はなく、転用 目的も適正であり、必要な資金力もあり、転用して申請に係る用途に供 することが認められますので、審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可

各 委 員 議 長	相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第4号については原案のとおり決定といたします。 議事日程9番、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が24件です。1番から14番までは基盤強化促進法による利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き中間管理の促進計画で貸借するものです。 1番、2番、南滝の川 番、地目「田」、28,121㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は2年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。 3番、4番、江部乙町 番、地目「畑」、2,312㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 5番、6番、江部乙町 番、地目「田」、44,278㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。 7番、8番、江部乙町 番、地目「田」、30,438㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、5,000円です。 9番、10番、江部乙町 番、地目「田」、81,406.32㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、5,000円です。 11番、12番、江部乙町 番、地目「田」、30,438㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、5,000円です。

	13番、14番、江部乙町 番、地目「田」、32,572 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 15番からは新規の賃貸借です。 15番、16番、北滝の川 番、地目「田」、5,140 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。 さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者である さんが賃貸借することになったものです。 17番、18番、江部乙町 番、地目「田」、32,102 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。現在土地改良区の基盤整備事業を行っており、おそらく今年中に新しい地番と面積になることから、1年となりました。 19番、20番、江部乙町 番、地目「田」、28,433 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 さんの老齢による経営規模縮小に伴い、近隣耕作者である さんが規模拡大のため賃貸借することになったものです。 21番、22番、江部乙町 番、地目「田」、65,128 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者である さんが規模拡大のため賃貸借することになったものです。 23番、24番、江部乙町 番、地目「田」、57,137 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者である さんが規模拡大のため賃貸借することになったものです。 21番、22番、江部乙町 番、地目「田」、65,128 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者である さんが規模拡大のため賃貸借することになったものです。 23番、24番、江部乙町 453 番 1 他 6 筆、地目「田」、57,137 m²、
--	--

		さんから北海道農業公社を転貸して　さん、期間は５年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。　さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者である　さんが規模拡大のため賃貸借することとなったものです。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第５号、貸借権設定申請番号１番から４番及び１５番、１６番を除く１８件について、質疑、意見を求めます。
各	委　員	（なしの声あり）
議	長	質疑意見を終了します。議案第５号、貸借権設定申請番号１番から４番及び１５番、１６番を除く１８件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委　員	（異議なしの声あり）
議	長	議案第５号、貸借権設定申請番号１番から４番及び１５番、１６番を除く１８件について、原案のとおり決定いたします。 次に貸借権設定申請番号１番、２番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。 （委員１４：２１退室）
議	長	貸借権設定申請番号１番、２番について、質疑、意見を求めます。
委	員	賃貸借期間が２年間の理由は何ですか。
説	明　員	水活の交付金の終了によるものです。
議	長	他にございませんか。
各	委　員	（なしの声あり）
議	長	質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号１番、２番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委　員	（異議なしの声あり）
議	長	議案第５号貸借権設定申請番号１番、２番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 （委員１４：２２入室）
議	長	次に、議案第５号賃貸借権設定申請番号３番、４番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。

議 長	(委員 14 : 23 退室)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番について、質疑意見を求めます。
議 長	(なしの声あり)
各 委 員	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
議 長	(委員 14 : 24 入室)
各 委 員	次に、議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 15 番、16 番については、農業委員会法第 31 条に基づき委員の退室をお願いします。
議 長	(委員 14 : 25 退室)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 15 番、16 番について、質疑意見を求めます。
議 長	(なしの声あり)
各 委 員	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 15 番、16 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 15 番、16 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
議 長	(委員 14 : 26 入室)
各 委 員	本日の議案については、以上でございます。
議 長	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
各 委 員	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。

説 明 員 議 長	(行事日程について資料に基づき報告) 第 2 1 回総会は 3 月 2 7 日 1 5 時 3 0 分からということで決定します。 以上をもちまして、第 2 0 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(1 4 : 3 3)
----------------------	---